

## 旅客船等への安全設備の導入について

## 1 背景

- ・ 知床遊覧船事故を受け、R4 年 4 月に国交省が「知床遊覧船事故対策検討委員会」を設置。R4 年 12 月までに 10 回開催。最終報告書を元に国交省が対策案を検討。

- ①事業者の安全管理体制の強化
- ②船員の資質の向上
- ③船舶の安全基準の強化
- ④監査・処分の強化
- ⑤船舶検査の実効性の向上
- ⑥安全情報の提供の拡充
- ⑦利用者保護の強化

※ 旅客船だけではなく、遊漁船も対象とする

2 船舶の安全基準の強化（以下は本県の代表的なもの。一部例外あり。）

## (1)法定無線設備

- ・ 平水のみを航行区域とする船以外は業務用無線又は無線電話の積み付け義務
- ・ 適用日：令和 6 年 4 月 1 日以降の法定検査日まで（遊漁船は令和 7 年 4 月 1 日以降）

## (2)非常用位置発信装置（イパーブ等）

- ・ 平水のみを航行区域とする船以外はイパーブ又は簡易型 AIS の積み付け義務
- ・ 適用日：令和 6 年 4 月 1 日以降の定期検査日まで（遊漁船は令和 7 年 4 月 1 日以降）

## (3)改良型救命いかだ等

- ・ 平水で旅客定員 13 名以上は救命浮器又は救命いかだ（定員の 25%分）搭載義務
- ・ 限定沿海以遠は改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器（定員分）搭載義務  
（全通水密甲板を有する場合は除く）
- ・ 適用日：令和 6 年 4 月 1 日以降の定期検査日まで（遊漁船は令和 7 年 4 月 1 日以降）

## 3 省令（船舶安全法施行規則等）改正

- ・ パブリックコメント 令和 5 年 11 月 1 日～12 月 1 日
- ・ 公布（予定） 令和 5 年 12 月下旬
- ・ 施行日（予定） 令和 6 年 4 月 1 日

## 4 国交省補助金（海上運送法の適用を受けない遊漁船は対象外）

- ・ 補助対象事業：業務用無線設備、非常用位置発信装置、改良型救命いかだ等の導入
- ・ 補助率：1/2、2/3 上限あり
- ・ 窓口：小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局
- ・ 応募期間：2023 年 4 月 26 日～2024 年 1 月 31 日

## 5 水産庁補助金

- ・ 令和 6 年度予算要求中（未確定）

※ まだパブコメ段階であり、公布前のため内容が変更される可能性があります。